



お盆期間の ごみ収集・し尿汲み取り

- ごみの収集…お盆期間中も通常どおり収集します
 - し尿汲み取り…下記の期間はお休みとなります
- 旧武雄市・山内町：8月14日(火)～16日(木)
 北方町：8月12日(日)～15日(水)
 ※北方町は8/11(土)は汲み取りを行います。

し尿汲み取り申込先／

地域	名称	電話番号
旧武雄市	武雄衛生	☎0954-23-2582
	武雄ひまわり環境	☎0954-22-3357
山内町	山内環境整備	☎0954-45-3490
北方町	三協環境開発	☎0954-36-2115

※お盆前は汲み取りが込み合いますのでお早めにお申込みください。

詳しくは 環境課 ☎0954-27-7163



「子どもの人権110番」強化週間の お知らせ

「子どもの人権110番」では、いじめ・虐待などの子どもの人権にかかわる悩みごとに応じています。下記の期間は、受付時間が延長され、土・日曜日にも相談ができます。相談内容の秘密は固く守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

電話番号 0120-007-110 (フリーダイヤル)

強化週間／8月29日(水)～9月4日(火) 8:30～19:00
 (9月1日(土)・9月2日(日)は10:00～17:00)

相談担当者／人権擁護委員、法務局職員

詳しくは 佐賀地方法務局人権擁護課
 ☎0952-26-2195



武雄焼「秋彩展」を開催します

武雄市内の窯元による伝統的な技法を生かした多種多様な武雄焼で佐賀玉屋を彩ります。

8月18日(土)14時より、九州陶磁文化館館長 鈴木由紀夫先生による講演会「武雄焼の陶祖 深海宗伝について」も行われます。あわせて深海宗伝没400年の記念品も限定販売されています。そのほか、印花紋を使ったマイお皿作り体験(¥1,000)も随時実施されます(最終日は無し)。ぜひ足をお運びください。

日時／8月15日(水)～20日(月) 10:00～18:00

※最終日17:00閉場

場所／佐賀玉屋6階ギャラリー・催事場

詳しくは 武雄焼振興会議
 (一般財団法人武雄市観光協会内)
 ☎0954-23-7766



特別児童扶養手当 特別障害者手当等のご案内

特別児童扶養手当／

中度以上の障がいのある児童の父母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

- 手当月額 1級(児童1人につき) 51,700円
- 2級(児童1人につき) 34,430円

特別障害者手当／

在宅で重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする満20歳以上の人に支給されます。

- 手当月額 2万6,940円

障害児福祉手当／

在宅で重度の障がいがあり、常時特別の介護を必要とする満20歳未満の人に支給されます。

- 手当月額 1万4,650円

※いずれの制度にも、支給要件、所得制限があります。

詳しくはお問い合わせください。

◆所得状況届をお忘れなく◆

上記手当を受給中の方は、8月13日～9月11日に所得状況届の提出が必要です。該当される方には、別途通知します。

受付・問合せ 福祉課 ☎0954-23-9235



空き店舗活用事業のお知らせ

武雄市は、商店街等をより魅力あるものとするため、対象エリアの空き店舗等に出店をされる方を対象に、改装費等の一部を佐賀県と共同で支援します。

対象物件／築15年以上の空き店舗または民家等

助成額／改装等にかかる費用の合計額の3分の2以内(補助上限100万円)

対象エリア／温泉通り、宮野町、中町または5店舗以上が連なり、組織的な活動を行っているエリア

応募資格／

- ①対象エリアの空き店舗等を活用される方
- ②1日のうち3時間(午前9時～午後3時)以上、1週間のうち4日以上営業される方
- ③平成31年2月28日までに開業可能な方
- ④風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に反しない方
- ⑤武雄市暴力団排除条例に該当しない方

流れ／不動産所有者・商店会と出店協議・合意→市へ申込み→審査等→(採択されれば)補助金申請→補助金交付→実績報告

募集期間／7月17日(火)～10月12日(金)

詳しくは 商工課 ☎0954-23-9183

有料広告



保険のご相談は私たちにお任せ下さい。



相談できる・納得できる・安心できる

株式会社マックス

0120-928-326

佐賀県武雄市武雄町大字昭和133

保険相談佐賀.jp

検索

